

「松阪市津波避難計画（素案）」に対するパブリックコメントへの回答

- ・パブリックコメントの期間：平成 31 年 1 月 9 日～平成 31 年 1 月 28 日
- ・ 4 名の方から 6 件の意見提出がありました。

平成 31 年 2 月 4 日

箇所 (ページ)	意 見	本市の考え方と回答
No.1 1.1 計画の目的 (P.1)	<p>…本市は津波高 20cm の津波到達まで最短で 54 分と想定されており… (理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これだけ見ると、「たいしたことない」と勘違いされてしまうのではないかと思ったから。 ・津波は、どんどん高くなる、引き波がある、といった特徴があり、東日本大震災時は、最初の津波の高さ予報(6m)や、実際の一波、二波がたいしたことなかった(3m 程度→防潮堤を超えることはない)ので、大丈夫と思って、避難をやめたり、家族の様子を見に行ったり、荷物を取りに戻ったりして被害にあった人たちが多く聞いています。 <p>「津波高 20cm」がどういう意味を持つのか、その後、どういう事態を想定して、いつまで、どのように避難をすべきなのかを、ほとんど知識のない一般市民がイメージしやすいように、限られた紙面ではなかなか難しいと思います</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり修正し、「20cm の津波しかこない」と思われることがないように修正します。</p> <p>また、概要版において市民がイメージしやすいような津波の知識に関するコラムを設けたいと考えています。</p> <p>(修正)</p> <p>※文言等は今後軽微な修正をする可能性があります。</p> <p>「…本市は<u>県南部に比べ、第 1 波の到達まで比較的時間の猶予があるものの、地域によっては避難場所までの距離が遠く、津波到達までに避難場所へ避難することが難しいケースも想定されます。</u></p>

	が、ぜひ書きぶりの再検討をお願いします。(詳細は、別紙やコラムにしてもよいと思います。)	
No.2 4-2 津波避難困難地域の抽出条件 (P.14)	<p>避難開始時間を5分ということなので、地震の後、3分後に津波警報・大津波警報が発表されると仮定すると、避難開始まで2分しかありません。そのことを住民が理解しやすいように記述を工夫してください。</p> <p>また、防災行政無線から流れるサイレンの音の違いについてもわかりやすく記述できないでしょうか。</p> <p>住民にとって避難行動が具体的にイメージできるような記述にしてください。</p>	<p>ご意見を踏まえ、P.13「避難開始時間」の考え方について、以下のとおり追加します。</p> <p>また、概要版において市民がイメージしやすいような行動について記述したいと考えています。</p> <p>※文言等は今後軽微な修正をする可能性があります。</p> <p>(追加)</p> <p>…2～5分後に避難開始できるものと想定されています。<u>なお、津波警報等の発表が地震発生後3分程度を目標とされていることから、避難準備も含め、地震発生5分後には避難を開始するものと想定しています。</u></p>
No.3 4-4 津波避難困難地域の指定 (P.17)	<p>狛師町塩浜地区(70世帯)は狛師町の中でも阪内川を渡った大口町寄りに位置し、南海トラフ地震発生時について、狛師町地区指定の緊急一時避難ビルに避難するにあたり、阪内川を渡ることは大変なリスクがあり、また近辺の他町内の避難ビルへは、当該地区住民と工場勤務者等で収容が難しいと考えられます。</p>	<p>津波避難困難地域は津波到達予想時間までに、浸水想定区域の外または津波緊急一時避難ビルに避難することが困難な地域として、下記条件のもとに抽出をしています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波到達予想時間：54分 ・避難開始時間：地震発生後5分

	<p>ついては、当地区を津波避難困難地域に指定をいただきたく、意見と切なる要望をいたします。</p>	<p>・避難速度 : 0.5m/s (高齢者の速度を想定)</p> <p>この条件から、本市の避難可能距離を (54-5) 分×60×0.5=1,470m としているところです。</p> <p>当該塩浜地区につきましては、松阪市リサイクルセンター、大戸鋼材センター及び松和自動車学校が避難可能距離到達圏内であることから、津波避難困難地域の指定をしておりません。</p> <p>リサイクルセンターは 640 人、大戸鋼材センターには 100 人 (従業員除く)、松和自動車学校には 801 人の収容が可能な津波緊急一時避難ビルとして指定をしています。ただし、ご意見にもあるように、近隣には時間帯によっては工場勤務者も多く見られることから、今後は各工場の避難計画についても聞き取りをしつつ、当該地区の避難のあり方を地域住民とともに検討していく必要があると考えております。</p> <p>市としましても、そういった熱心な地域の取り組みに対して積極的な支援をしてまいりたいと考えております。</p>
<p>No.4 4-4 津波避難困難地域</p>	<p>狛師町塩浜地区は阪内川と金剛川に挟まれた地域となっています。もし南海トラフ地震が発生した場合、橋梁が崩壊したら、この地区の指定避難場所へ行くことが出来ま</p>	<p>津波避難困難地域の指定につきましては、上記 No.3 の回答と同じとさせていただきます。</p> <p>橋梁については地震により落下または不通となるり</p>

<p>の指定 (P.17)</p>	<p>せん。</p> <p>また、近くの大口町地区の避難ビルへは避難しづらい状態となっているために、この地域を津波避難困難地域に指定してもらいたいと思います。</p>	<p>スクもあることから、避難場所、避難経路については複数想定しておくことが望ましいと考えております。</p> <p>今後、当該地区の避難のあり方を地域住民とともに検討していく必要があり、市としましても、そういった熱心な地域の取り組みに対して積極的な支援をしてまいりたいと考えております。</p>
<p>No.5 5-3 津波緊急一時避難ビルの指定 (P.21)</p>	<p>津波緊急一時避難ビルの構造的要件として、「収容人数は約 1.0 m²/人で算出」されていますが、実際にそこまで収容することはまず不可能だと思いますので、現実可能な収容人数等の再検討をお願いいたします。</p> <p>(理由)</p> <p>津波で一時避難を実際に行うような事態では、被害は広範に及ぶことが想定され、現実には「一時避難」では済まないと考えます。(避難所には国際的に定められている「スフィア基準」というものがあり、1人当たり3.5平方メートルのスペースが必要とされています。)</p> <p>そうしたものを鑑み、もう少し現実に即した状況・想定に基づき、避難計画を検討・想定していただかないと、苦勞して定めていただいた計画がただの「机上の空論」に終わってしまい、せっかく定める計画が意味のないものになってしまうはしないかと危惧しています。</p>	<p>市としましては、「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書」(平成25年3月、消防庁)における緊急避難場所の機能性の確保についての記述を1.0 m²/人の根拠としています。津波緊急一時避難ビルはあくまでも緊急的・一時的な避難であることから、構造的要件として1.0 m²/人としています。</p> <p>なお、「人道憲章と人道対応に関する最低基準」が定める1人あたり3.5 m²については、その後、長期に及ぶ可能性がある避難所生活においては一定の基準として必要と考えられることから、今後予定している避難所運営マニュアル改定時において検討が必要と考えております。</p>

<p>No.6 7 避難誘導等に 従事する者の 安全確保 (P.45-46)</p>	<p>退避ルール 30 分前の数字の根拠を、過去の東日本大震災の事例も踏まえて記述してください。住民や消防団員が「30 分は大丈夫」と思わないようにする必要があります。</p>	<p>市としましても、「30 分ルール」がその背景・趣旨を理解されることなく「ひとり歩き」することが懸念されるため、ご意見を踏まえ、以下の内容を「7. 避難誘導等に従事する者の安全確保」の冒頭に追加します。</p> <p>(追加)</p> <p>※文言等は今後軽微な修正をする可能性があります。</p> <p>東日本大震災において、被災地の消防団は、自らも被災者であったにもかかわらず、郷土愛護の精神に基づき、水門等の閉鎖、住民等の避難誘導、救助等の活動に献身的に従事された一方で、254 名の消防団員が犠牲になっています。</p> <p>その教訓をもとに、「東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会報告書」(消防庁, 平成 24 年 8 月)の内容を踏まえ、「松阪市消防団活動・安全管理マニュアル」(松阪市消防団, 平成 26 年 8 月 1 日)が策定されており、その中で津波到達予想時刻 30 分前を目途に退避を優先する「退避ルール」が定められています。</p> <p>今後は消防団のみならず、地域住民においても地区</p>
--	--	---

		<p>津波避難計画においてそういった退避ルールを独自に設定されることが考えられますが、その周知にあたっては、東日本大震災における教訓・背景とともに、予想より津波到達時刻が早まる可能性もあることも併せて丁寧に説明をしていく必要があります。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
--	--	--